

地震（震度6弱以上）発生時の主な災害対応のながれ

資料2

令和5年9月 危機管理室作成：（注）内閣府作成の地方都市等における地震対応のガイドライン、市災害対応マニュアル等を参考に作成。ただし、災害規模や被害状況によって時間の目安や内容は変わります。

	初動段階 (発災当日中)	応急段階		復旧段階
		1～3日後	3日～1週間後	1週間～1か月後（又は数か月後）
1 堺市災害対策本部、各区対策本部の設置・運営、広報活動等	市災害対策本部の設置 区災害対策本部の設置	本部会議の開催、記者会見の実施	多様な媒体で市民へ発信（被害情報、避難所の開設状況、物資の供給の目途、ライフラインの状況、応急危険度判定の実施、被害認定調査・罹災証明発行関係等）	
	被害状況に関する情報収集、防災行政無線等通信状況の確認	市対策本部は情報をトリアージし対策を総合調整 区災害対策本部は区域の被害情報や支援ニーズ等を収集	総合相談窓口の整備・充実、ホームページの更新、臨時・定期広報紙の発行など	
2 災害情報の伝達	地震（余震）情報、津波情報、高齢者等避難・避難指示等に関する情報伝達 専門家と連携し、インフラ被害、土砂災害発生箇所等の点検、避難指示の検討		立入禁止措置や避難の実施、土砂災害発生箇所の監視	
3 救出・救助・救急・捜索・医療活動	救出救助、死傷者の捜索、救護所の設置、医療チームの派遣要請、遺体の安置、火葬の調整等			
4 応援の要請・受入れ（関係公共機関）	応援の要請（緊急消防援助隊、自衛隊派遣等）	連絡窓口、受入れ体制確保（駐車場、燃料、災対本部内事務スペース等）	応援の受入れ（国・府・周辺自治体・関西広域連合・政令指定都市市長会、相互応援協定締結自治体等）	必要に応じて追加応援の要請等
5 災害救助法の適用による応急救助	災害救助法適用申請・適用、大阪府と事務委任内容の調整		応急救助の実施（被災者の救出、避難所供与、応急仮設住宅供与、食品供与、飲料水供与、生活必需品の供与医療等）	
6 物資等の輸送、供給対策	物資資供給チームの設置、民間物流事業者等への車両・資器材の支援要請、物資配送拠点の配置、市備蓄物資の避難所への配送、府備蓄物資の要請・受入、広報等		国からの支援物資の受入、協定締結先等からの物資調達、府への支援要請・受入・配送、物資配分計画の作成、避難所ニーズの収集・ニーズをふまえた物資調達等	
7 交通の確保	道路・鉄道等優先復旧の要請、規制状況の広報、復旧状況等の情報収集、道路上散乱物の除去や道路仮復旧作業			
8 電気・ガス・電気通信の確保	被害状況の情報収集、優先復旧の要請		ライフライン事業者による復旧工事	
9 水道の確保	被害調査、他団体への応援要請、災害医療協力病院への応急給水		避難所への応急給水を実施、応急復旧計画の策定、応急復旧工事の実施、通常給水を順次開始	暫定機能の確保
10 下水道の確保	緊急交通路等の被害調査、危険箇所の緊急措置、他団体への応援要請		調査範囲の拡大、応急復旧計画の策定、応急復旧工事の実施	
	被害状況の把握、仮置場の設置、有害物・危険物への配慮		被害情報から災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定	
11 災害廃棄物処理	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去	協定に基づく支援要請	収集運搬体制の確保、収集運搬の開始	損壊家屋等の撤去
12 生活ごみ・し尿処理	清掃工場等被害状況の把握、収集方法の確立、周知・広報、感染性廃棄物への対策	稼働可能炉の運転、収集・処理体制の確保	収集運搬、中間処理、最終処分	
	仮設トイレ、消臭剤等の確保、仮設トイレ等の設置、し尿受入先の確保		仮設トイレの管理、し尿収集・処理	
	仮設トイレの使用・維持管理方法等（衛生管理）の利用者への共有			

		初動段階 (発災当日中)		応急段階		復旧段階	
				1～3日後	3日～1週間後	1週間～1か月後（又は数か月後）	
13	避難所	避難所の設置・運営	施設安全確認	避難所の開設・受入 避難所台帳の作成	避難所運営委員会の設置・開催		避難所の開設延長、統廃合、閉鎖
14		避難所の居住環境の整備・ 感染症対策の実施	備蓄品（食料・飲料水）の配布、衛生資器材、防災トイレの設置等	衛生環境（トイレ清掃等）の確保、 エコミークラス症候群の防止等	パトロールの実施、支援物資の配布、被災者の心のケア、災害関連死の防止		
15		特別な配慮が必要な人への 対策・福祉避難所の設置・運営		体調不良者への別室誘導等スペースの確保	避難所環境の整備（配慮が必要な人や女性等多様な視点を考慮）	ニーズ調査、不足人員の派遣要請、不足物資の要請	感染症予防の実施
16		避難所等での健康対策			保健活動拠点の設置、健康管理、生活用品の確保	健康調査・巡回相談、在宅避難者やマイカー避難者への対策等	
17	救出・救助活動、避難所運営の実施（地域・自主防災組織）	自身や家族の安全確保	避難のよびかけ、初期消火活動、 応急手当・搬送	避難所運営委員会の設置・参画		ボランティアの受入れ	
			避難所の自主運営（名簿作成、 スペースの割り振り、誘導等）	区災害対策本部との連絡体制の確立、避難所生活の共通ルールづくり等			
18	災害ボランティアの受入れ		被災者ニーズの把握	災害ボランティアセンターの設置にむけた準備（移動手段や 宿泊場所等の）調整等）	災害ボランティアセンターの設置、情報共有会議の開催、ボランティアの募集、募金協力		
19	建物、宅地等の応急危険度判定		応急危険度判定士の応援要請	応急危険度判定の実施			
20	被害認定調査、罹災証明の発行			被害認定調査の調査体制の確立、応援要請	被害認定調査の実施、罹災証明発行手続き		
21	仮設住宅			仮設住宅必要戸数の算出	仮設住宅建設地の決定、空き家情報の広報	配慮が必要な人の配慮内容、人数の確認	「みなし仮設」受付
22	生活再建支援		義援金受付	住民向け相談窓口の設置の調整（多様な専門家と連	生活資金の貸付	義援金（一次）配分方法の検討	被災者生活再建支援金の周知、受付 被災企業等の事業再開相談等
23	災害時の学校運営		学校施設・設備の被害状況、教職員・子どもの被災状況、交通機関の復旧状況、通学路の安全確保等の把握、教育活動の再開に向けた検討の開	教科書・学用品必要数の調査、応急教育に関する協議		学校再開、カウンセラーの配置等	
24	社会秩序の維持		避難所や空き家等自主的な警戒活動の実施、警察等との連携				
25	帰宅困難者への対策		一斉帰宅抑制のよびかけ、一時滞在施設の開設、開設情報の広報		帰宅促進のよびかけ、帰宅ルートの情報発信、一時滞在施設等の閉鎖		